



○子爵堤功長君 讀會省略ニ贊成

○子爵本莊壽亘君 贊成

○伯爵大原重朝君 贊成

○子爵林友幸君 贊成

○子爵河鑑實文君 贊成

○子爵一柳末德君 贊成

○澤簡徳君 贊成

○角田林兵衛君 贊成

○男爵玉松真幸君 贊成

○子爵伏原宣足君 贊成

○子爵井伊直安君 贊成

○男爵楨村正直君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 讀會省略ノ要求ハ贊成ガ十人以上ゴザイマス、

成立チマシタ、別ニ御發言ガ無ケレバ直ニ表決ニ付シマス、三讀會省略ニ贊

成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノ二以上ノ多數ト認メマス、依ツテ讀會省

略ニ爲リマシタ

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

地方學事通則中改正法律案

明治二十三年法律第八十九號地方學事通則中左ノ通改正ス

第九條第三項中廢設竝支消賣却交換讓渡質入書入トアルヲ「設置及處分」ト

改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ酒造稅法案、政府提出、

衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

酒造稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治二十九年三月十一日

衆議院議長樺本正隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

酒造稅法

第一條 此ノ稅法ニ於テ酒類ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酒精ノ

六種トス

第二條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三條 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マテヲ以テ酒造年度トス

第四條 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ニ從ヒ造石稅ヲ課ス

第一種

清酒、白酒  
味淋

第二種

濁酒  
燒酎

第三種

一石  
一石

第五條 新ニ新酒製造ノ免許ヲ受クル者ハ造石高百石以上ニ非サレハ許可

第六條 造石稅ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス

第七條 但シ當分ノ内北海道ニ於テハ渡島國一圓後志國ノ内八郡磯谷郡歌棄郡

滬棚郡久遠郡膽振國ノ内一郡山越郡ヲ除ク外各種一石ニ付金一圓ヲ減

奥尻郡島牧郡

斯

第六條 造石稅ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス

特ニ法律ヲ以テ定ムル場合ノ外其ノ造石稅ヲ免ル、コトヲ得ス  
第十二條 左ノ酒類ニ係ル未納ノ造石稅ハ之ヲ免除スルコトヲ得但シ製造

場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 災害ニ罹リ酒類ノ廢棄ニ屬シタルモノ

二 酒類ノ腐敗シテ廢棄ニ屬シタルモノ

三 腐敗シタル酒類ニシテ蒸溜酒ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ

第十三條 酒類ヲ製造スル者ハ納稅保證トシテ造石稅半額ニ相當スル保證

物ヲ供スヘシ保證物ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保證物ヲ免除ス

第一 相當ノ納稅保證人ヲ供シタルトキ

二 納稅保證トシテ造石稅額ニ相當スル酒類ヲ保存スルトキ

三 造石稅ヲ前納シタルトキ

第十五條 酒類ヲ製造スル者稅金ヲ納メサルトキハ政府ハ納稅保證ニ供シ

タル保證物及保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公賣シテ造石稅金ヲ徵收スヘシ

但シ仍滯納アルトキ滯納處分ノ執行ヲ妨ケス

第十六條 納稅保證人ハ酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ完納スル能ハサルトキ

ハ納稅者トシテ其ノ義務ヲ負擔スルモノトス

第十七條 酒類ヲ製造スル者納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之

ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十八條 酒類ヲ製造スル者ハ造石數查定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ譲渡

シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十九條 収稅官吏ハ命令ノ規程ニ依リ酒類ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳

簿書類及酒類製造上必要ナル建築物、材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ又

ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十條 酒類ヲ製造セサル者酒母又ハ醪ヲ製造セムトスルトキハ政府ノ

免許ヲ受ケ酒類ヲ製造スル者ト等シク其ノ検査監督ヲ受クヘシ

第二十一條 酒類ヲ製造セサル者其ノ製造ニ係ル醪ヲ飲料ニ供シ又ハ飲料

トシテ讓渡シタルトキハ濁酒ヲ製造スル者トシ其ノ製造ニ係ル總石數ノ

造石稅ヲ課ス

第二十二條 免許ヲ受ケスシテ酒類、酒類製造用ノ爲酒母若ハ醪ヲ製造シ

又ハ他人ヨリ譲受ケタル酒母若ハ醪ヲ以テ酒類ヲ製造シタル者ハ五十圓

以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

免許ヲ受ケスシテ醪、濁酒、白酒、燒酎、製造用ノ爲酒母一斗以下ヲ製造シ

又ハ他人ヨリ譲受ケタル酒母ヲ以テ醪、濁酒、白酒、燒酎ノ一種又ハ數種

ヲ通シテ三石以下ヲ製造シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス但

シ本項前段ノ場合ニ於テ酒母ノ量數不明ナルモ其ノ製造シタル醪若ハ

酒類ノ量數一種若ハ數種ヲ通シテ三石以下ナルトキハ仍本項ニ依ル

第二十三條 酒類ヲ製造セサル者免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醪ヲ製造シタ

ルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 酒類ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅三倍ニ相當スル

## 附 則

第三十六條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續酒類ヲ製造ス

ルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限リ總テ無稅トス

第三十七條 此ノ稅法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス但シ明治十三年

布告第四十號同年布告第四十一號同十六年布告第四十二號及同二十一年

法律第二十四號ハ此ノ稅法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十九年九月三十日前検査濟石數ニ關シテハ仍明治十

三年布告第四十號ニ依ル

第三十八條 沖繩縣東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此ノ稅法ヲ施行

セス

○國務大臣子爵渡邊國武君(武君演壇ニ登ル)

國務大臣(子爵渡邊國武君)唯今議ニ付セラレマシタ酒造稅法案及之ト相  
關聯致シテ居リマスル各種ノ法案ハ全ク此職後ニ於ケル經營ノ必要ノタメニ

歳入ヲ増加スルニ附イテ一般經濟ノ發達ニ成ルベク害ナキモノヲ選ンダ中ノ  
一ツデアリマシテ詳細ナルコトハ又何レ委員ノ審査ニモ付セラレルコトデア  
リマセウカラ其際申述べマセウガ十分ナル審議ヲ盡サレテ御議決ニナランコ  
トヲ切望致シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發議ハゴザイマセヌカ

○水之江浩君 一寸政府委員ニ伺ヒマス、本案ノ稅率ニ就キマシテ御尋致シ  
マス戰後ノ經營トシテ收入ヲ増サナケレバナラスト云フ譯デハアリマセウ  
ガ 現行稅率ヨリハ 七割五分ノ增稅ト申スト隨分苛酷ノ增稅デアリマス、之  
ニ就キマシテハ政府ハ此製造ニ就イテ凡ソ一石ニ附イテ原料ハ何程ヲ要ス  
ル、其出來上リタル時ハ何程ニ販賣シテ利益ガ何程アル、ソレ故ニ此位ノ稅  
率ハ增加シテモ差支ナイト云フヤウナ御見込ガアツテ增稅サレタノデゴザイ  
マスカ、果シテ右様ナ御取調ニデモナツテ居リマスルヤウナコトデアリマス  
レバ御示ヲ願ヒタイ、ソレガ第一、ソレカラ第二ニハ右申上ゲマシタ通酒  
造稅ハ實ニ多額ノ增稅デアリマス、斯ノ如ク多額ノ增稅ヲ爲シマスルニ就イ  
テハ將來酒造家ニ向ツテ十分ナル保護ヲ與ヘラル、コト、思ヒマス、然ルニ  
是マデノ景況ヲ見マスルト酒造家ノ利益ヲ害スルノハ自家用料ノ密造杯ガ隨  
分有リマスマニ酒造家ニ影響ヲ及セヤウニ段々見エテ居リマス依ツテ將來  
是等ノモノヲ禁ゼズシテ折角増稅ヲ致シマシタル目的ヲ達スルヤウ御考デモ  
アリマセウカ、是ダケヲ御尋申シテ置キタウゴザイマス

(政府委員目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 一寸水之江君ニ伺ヒマスガ第一ノ御尋ハドウ  
云フ御趣意デゴザイマスカ

○水之江浩君 ヘー

○政府委員(目賀田種太郎君) 第二ノ御趣意ハドウ云フ御趣意……

○水之江浩君 第二ニ御尋申シマシタノハ酒造稅ガ巨額ノ增稅ニ爲リマシタ  
ソレニ附イテ將來ニ向ツテ酒造家ニ十分ノ保護ヲ與ヘラレマスデゴザイマセ  
ウガ是マデノ景況トシテ酒造家ノ敵ト致シマスルモノハ自家用料デゴザイマ  
ス、此自家用料ニ密造ノ有ルタメニ餘程酒造家ニ影響ヲ及シマス、此自家用  
料ニ就イテ嚴重ノ御取締デモ出來マスノデゴザイマセウカ

○政府委員(目賀田種太郎君) 第一ヨリ御答致シマスル、勿論酒造稅ノ事ハ  
間接稅ノ事デゴザリマシテ酒造者自ラハ之ヲ負擔スル譯デハゴザイマセヌケ  
レドモ併ナガラ委細ニ其使用致シマスル原料其他ノ事ヲ調査致シテ居リマス  
ル、而シテ此增稅ヲ負擔致シマシタ所ガ尙ホ相當ノ利益アルモノト見認メテ  
居リマスカラ其利益ノ程度ハ勿論今日ノ所デハ各地ニ涉ツテ多少ノ差異ガゴ  
ザリマスカラ一概ニ之ヲ申上ゲマスルト云フコトハ蓋シ容易ノ事デゴザリマ  
セヌ、併ナガラ之ヲ概言シテ申上ゲマスレバ凡ソ一割二分内外ノ利益アルモ

ノトスク見認メテ居リマスル、第二ノ御尋ニ附キマシテハ此度既ニ自家用料  
ノ方ニ於キマシテモソレく制限ヲ設ケテアルコトハ御覽ノ通デゴザリマ  
ス、新ニ願ヒマシタノハ明年免許ヲ受ケマスルト云フテモ矢張新奇ニ爲リ

ス、而シテ之ガ執行上ノ事ニ渡リマシテハ殊ニ爲ニ要スル所ノ徵收費ヲ請求  
致シマシテ十分ナル取締ヲ設ケル積デゴザリマスル、其概略ヲ申上ゲマスル  
ト云フト凡ソ一收稅署ニ於キマシテ平均二人ノ增員ヲ以テ之ヲ充ツルノ計算  
ヲ立テマシテ、ソレヨリシテ寬嚴宜シキヲ得テ十分ナル取締ヲ立テマスル  
的デゴザリマスル

○水之江浩君 尚ホ御尋申シマス、本案ニ就イテ見マスレバ……麴製造者ノ  
規定ハ無イヤウデアリマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 麴ノコトハ構ヒマセヌ

○水之江浩君 一寸重ネテ御尋申シマス、隨分麴ヲ買入レマシテ密造等ヲシ  
マスルニ附キマシテ麴屋ノ方ヲ調査スルコトガ出來ナイヤウナコトヲ私ハ今  
日聞イテ居リマス、其邊ハ如何デゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 麴ノコトハ害ナイト見認メテ居リマス

○水之江浩君 ソレデハ宜シウゴザイマス、此五條デゴザイマス、衆議院ノ  
修正デハ「新ニ清酒製造ノ免許ヲ受クル者ハ造石高百石以上ニ非サレハ許可  
セス」トアリマスガ此外白酒、味淋、濁酒、燒酎、是ニハ制限ガゴザイマセ  
スガドウ云フコトデゴザイマセウカ

○政府委員(目賀田種太郎君) ソレハ衆議院ノ修正ニ係ルコトデゴザリマス  
ルカラシテ本官ヨリ辯ジマスルノモ如何デゴザリマスルガ蓋シ清酒ニ於テノ  
ミハ殊更ニ其制限ノ必要ヲ見認メ他ノ場合ニ於キマシテハ事柄モ限リアルコ  
トデゴザリマス、又清酒ノ如ク大キナ事デゴザリマセヌカラシテ皆何レモ小  
サイ造石デゴザリマスルカラシテ爲ニ制限ヲ設ケナイノデアラウト信ジテ居  
リマス

○水之江浩君 尚ホ御尋申シマス、清酒製造ノ免許ヲ受ケマスル者ハ百石ト  
限ツテ居リマス、是ハ翌年ト爲ツテカラ百石以下ト爲ツテモ差支ナインデア  
リマスカ

○政府委員(目賀田種太郎君) ソレハ矢張百石ト云フコトヲ標準トスル積デ  
アラウト存シテ居リマス、併ナガラソレハ固ヨリ唯今申上ゲマスル通衆議院  
ノ修正ニ係ルノデアリマスルカラシテ……

○水之江浩君 成程衆議院ノ修正ニ係ツテ居リマスガ現行法ハ百石デアツ  
タヤウデゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 左様デゴザイマス、ソレハ舊法以來引續イテ  
居リマス、現行法ハ……

○水之江浩君 然ラバ其從來願ツテ免許ヲ得タ者ハ差支アリマセヌカ  
居リマスカラ其利益ノ程度ハ勿論今日ノ所デハ各地ニ涉ツテ多少ノ差異ガゴ  
ザリマスカラ一概ニ之ヲ申上ゲマスルト云フコトハ蓋シ容易ノ事デゴザリマ  
セヌ、併ナガラ之ヲ概言シテ申上ゲマスレバ凡ソ一割二分内外ノ利益アルモ

ノトスク見認メテ居リマスル、第二ノ御尋ニ附キマシテハ此度既ニ自家用料  
ノ方ニ於キマシタノハ明年免許ヲ受ケマスルト云フテモ矢張新奇ニ爲リ

マスカ

○政府委員(日賀田種太郎君) 左様デゴザイマス

○水之江浩君 然ラバ明治二十九年以後出シタ者モ新ト認メマシテ宜シウゴ

ザイマスカ

○政府委員(日賀田種太郎君) 此法ノ行ハレマスル以後新ニ造リマスル者ハ

新奇ニ爲ル、第五條ハ此法ノ行ハレマスル以後ニ係ル分デゴザイマス……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スペキ特別委員ノ選舉ニ移リ

マス

○小原重哉君 本案ノ特別委員ハ十五名ト致シ議長ニ於テ選定アランコトヲ

希望致シマス

○林宗右衛門君 小原君ノ說ヲ贊成致シマス、尙ホ少シ申足ラナイコトガア

ルヤウデスガ、之ニ連關シマス他ノ三案モ此十五名ノ委員ニ付託致シタイト

云フ精神ヲ持ツテ贊成致シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ソレハマダ議事ニ掛ツテ居リマセヌ、小原君ヨリ委員ノ人數ハ十五名トシ議長ニ於テ選定スルヤウニト云フ動議デゴザイマス、小原君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ自家用酒稅法案、政府

提出、衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

自家用酒稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治二十九年三月十一日

衆議院議長楠本正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

自家用酒稅法

第二條 自家用酒ノ製造免許ハ一家一人ニ限ル其ノ造石數ハ各酒類ヲ合セ

テ一酒造年度間(翌年九月マテ)<sup>(其ノ年十月ヨリ)</sup>二石以下トス但直接國稅ヲ納メサル者

及其ノ納額五圓未満ノ者ハ其ノ造石數一石ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 自家用酒ノ製造ヲナス者ニハ毎年度左ノ製造稅ヲ課ス

一 前條但書ニ該當スル者

二 直接國稅五圓以上十圓未満ノ者

一石迄

二石迄

金三圓

金八圓

第五條 左ニ掲タル者及其ノ家族同居者同居ノ雇人自家用酒製造ノ免

許ヲ請フコトヲ得ス

一 直接國稅十圓以上ヲ納ムル者

二 酒類製造營業人及酒類販賣人

三 醬油製造營業人及醬油販賣人

四 酒母又ハ醪製造人及酒母販賣人

五 酢製造營業人及酢販賣人

六 料理店飲食店旅人宿營業者

自家用酒製造ノ免許ヲ得タル者前各號ノ一二該當スルニ至ルトキハ其ノ免許ノ效力ヲ失フモノトス

第十一條 第七條ノ検査ニ關シテハ酒造稅法第三十條ヲ適用ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スペキ特別委員ノ選舉ニ移リ

マス

○小原重哉君 本案モ前案ノ特別委員ニ併セ託スルコトヲ建議致シマス

○山田卓介君 贊成

○湯地定基君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 前ノ酒造稅法案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ

小原君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ混成酒造稅法案政府提

出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

混成酒稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

(有賀書記官朗讀)

混成酒稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治二十九年三月十一日

衆議院議長楠本正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

第一條 此ノ稅法ニ於テ混成酒ト稱スルハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

二 酒精ト他ノ物品ト混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ

三 二種以上ノ飲料酒類ヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ

トナシタルモノ

四 飲料酒類ニ酒精若ハ燒酎ト水ト混和シタルモノ

第二條 混成酒ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數一石ニ付金六圓ノ割合ヲ以テ  
造石稅ヲ課ス混成酒元用トシテ酒造稅法ニ掲タル酒類ヲ製造スル者ニ  
該稅法ノ造石稅ヲ課ス

第三條 第一條第四號ノ混成酒ヲ製造スルモ別種ノ飲料トナラス單ニ酒造  
稅法ノ酒類ノ造石數ヲ増加スルニ止ルモノハ其ノ增加石數ノミニ課稅ス  
第四條 造石稅ノ納期ヲ左ノ二期トス但シ廢業シタル者ハ卽納トス  
第一期 其ノ年七月一日ヨリ同三十一日限  
一月一日ヨリ六月三十日迄查定濟石數ニ係ル稅額

第二期 翌年一月一日ヨリ同三十一日限  
七月一日ヨリ十二月三十一日迄查定濟石數ニ係ル稅額

第五條 混成酒ヲ製造スル者ハ收稅官吏ノ認許ヲ受クルニ非レハ其ノ製造  
シタル酒類ヲ販賣シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第六條 第五條ヲ犯シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第七條 酒造稅法第二條第七條第八條第十一條第十二條第十八條第十九條  
第二十二條第一項第二十四條第二十五條第二十八條第二十九條第三十條  
第三十一條第三十二條第三十六條ハ混成酒ノ製造ニ適用ス

## 附 則

第八條 此ノ稅法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

第九條 沖繩縣東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此ノ稅法ヲ施行セ

ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ  
マス

○小原重哉君 是モ前同様委員ニ付託致シ……

○山田卓介君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小原君ヨリ前案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ  
動議ニ賛成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小原君ヨリ前案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ  
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小原君ヨリ前案ト同一ノ委員ニ付託スルト云フ  
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デアリマス、次ニ沖繩縣酒類出港稅則中  
改正法律案政府提出衆議院送付第一讀會ヲ開キマス通牒文ノミニ朗讀致サセマス  
マス

(有賀書記官朗讀)

沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

明治二十九年三月十一日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長楠本正隆

○小原重哉君 是レ亦前委員ト同一ノ委員ニ付託シタウゴザイマス  
○山田卓介君 贊成

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)  
明治二十一年勅令第十二號沖繩縣酒類出港稅則中左ノ通改正ス  
第一條 沖繩縣ニ於テ製造シテ他ノ地方ニ輸出スル酒類ニハ出港稅ヲ課ス  
其ノ酒類及稅率左ノ如シ  
第一種 清酒 白酒 一石ニ付 金六圓  
第二種 味淋 潤酒 一石ニ付 金五圓  
第三種 烧酎 一石ニ付 金七圓  
附 則

此ノ法律ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ  
マス

○山田卓介君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ明治十九年勅令第六十  
一號稅率改正法律案第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミニ朗讀致サセマス  
イマス、此動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ明治十九年勅令第六十  
一號稅率改正法律案第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミニ朗讀致サセマス

明治二十九年三月十一日

衆議院議長楠本正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

明治十九年勅令第六十一號中酒類及稅率ヲ左ノ通改正ス

第一種 清酒 一石ニ付 金七圓  
第二種 潤酒 一石ニ付 金六圓  
第三種 烧酎 一石ニ付 金八圓  
附 則

此ノ法律ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ

候也

明治二十九年三月十一日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是モ前委員ニ付託スルト云フ小原君ノ動議贊成

ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ輸入棉花海關稅免除法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致セマス

輸入棉花海關稅免除法律案

(河田書記官朗讀)

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
明治二十九年三月十一日

衆議院議長楠木正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

輸入棉花海關稅免除法律案  
外國ヨリ輸入スル棉花ハ明治二十九年四月一日ヨリ海關稅ヲ免除ス

(國務大臣子爵渡邊國武君演壇ニ登ル)

○國務大臣(子爵渡邊國武君) 唯今一讀會ニ付セラレマシタ棉花輸入海關稅免除ニ關スル法律案ハ内地ニ於テ追々紡績ノ事業が盛ニ爲リマシタ又綿絲若ハ綿布輸入ノ販路モ追々廣マツテ參リマシタカラ棉花ノ價ヲ低廉ニシテ内地ノ業ヲ進ムルノ必要ヲ認メ提出致シタノデアリマス、十分御審査ノ上通過セ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ

○子爵堤功長君 本案ノ委員ハ九名トシテ議長ニ於テ選定アランコトヲ希望致シマス

○子爵小笠原壽長君 贊成

○山田卓介君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案特別委員ハ議長ニ於テ選定スルヤウニト云

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ事業公債條例案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ事業公債條例案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

(河田書記官朗讀)

事業公債條例案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
明治二十九年三月十二日

衆議院議長楠木正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

事業公債條例

第一條 事業公債ハ既設官線鐵道改良、北海道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張ノ費用葉煙草專賣資金及國防事業ノ費用ニ充ツルカ爲メ證書額面壹億參千五百萬圓ヲ限り漸次之ヲ募集ス

第二條 本公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トシ募集ノ都度大藏大臣之ヲ定ム

第三條 本公債ニ關シ本條例ニ規定セサルモノハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ各條項ヲ適用ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ

○子爵伏原宣足君 本案ノ特別委員ハ議長ニ於テ選定アランコトヲ希望致シマス

○角田林兵衛君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 伏原子爵ヨリ本案特別委員ハ議長ニ於テ選定ニナルヤウニト云フ動議デゴザイマス、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○子爵伏原宣足君 本案ノ特別委員ハ議長ニ於テ選定アランコトヲ希望致シマス

○角田林兵衛君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 伏原子爵ヨリ本案特別委員ハ議長ニ於テ選定ニナルヤウニト云フ動議デゴザイマス、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○子爵伏原宣足君 本案ノ特別委員ハ議長ニ於テ選定アランコトヲ希望致シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本件ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リ

○子爵堤功長君 本案ノ委員ハ九名トシテ議長ニ於テ選定アランコトヲ希望致シマス

○子爵小笠原壽長君 贊成

○山田卓介君 贊成

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本件特別委員ハ議長ニ於テ選定スルヤウニト云

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ事業公債條例案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 多數デゴザイマス、次ニ事業公債條例案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマス

(河田書記官朗讀)

事業公債條例案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
明治二十九年三月十二日

